



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年9月6日火曜日 第2299号

◇ 目次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	733
同意の成立（特定養殖共済）.....	733
開発行為に関する工事の完了.....	734
指定道路の指定.....	734
土地改良区役員の住所の変更の届出.....	734

土地改良区の定款変更の認可.....	734
--------------------	-----

公 告

砂利採取業務主任者試験の実施.....	734
---------------------	-----

労働委員会告示

あっせん員候補者の公示.....	734
------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1073号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年9月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
イオン今治店	今治市馬越町四丁目8番1号	大規模小売店舗の名称	今治サティ	イオン今治店	平成23年3月1日	平成23年8月22日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マイカルほか7者	イオンリテール株式会社ほか8者	平成22年11月30日外	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1074号

次の加入区の特定養殖漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年9月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

のり等養殖業（のり養殖業）

加 入 区
西条市禎瑞加入区

○愛媛県告示第1075号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年9月6日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建（開）第24号 平成23年8月29日	東温市牛淵字牛頭守699番1及び699番3	東温市牛淵1957番地1 （県営牛淵団地9棟943号） 由井正人

○愛媛県告示第1076号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成23年9月6日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成23年8月29日
- 指定道路の位置
伊予市米湊字大角蔵1491番、1492番1及び1493番1
- 指定道路の延長及び幅員
 - 延長 37.619メートル
 - 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第1077号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成23年9月6日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

役員の種類	氏名	住 所	
		変更前	変更後
理事	清水 裕	大洲市東大洲344番地	大洲市徳森1989番地7

○愛媛県告示第1078号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八幡浜市真穴土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年9月6日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

公 告

○公 告

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、平成23年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成23年9月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁会議室（第一別館7階会議室）
- 試験の日時
平成23年11月11日（金）10時
- 受験願書の提出期間
平成23年10月5日（水）から10月14日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先
県庁土木部管理局土木管理課又は住所地为管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第2号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

平成23年9月6日

愛媛県労働委員会

会 長 山 下 泰 史

愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏名	現職又は地位	委員経歴	委嘱年月日
山下 泰史	愛媛県労働委員会会長 弁護士	34～40期	平成23年8月29日
田口 光伸	愛媛県労働委員会会長代理 弁護士	40期	〃

青 山 保 子	愛媛県労働委員会委員 特定社会保険労務士	36～40期	〃
村 田 毅 之	愛媛県労働委員会委員 松山大学法学部教授	35期 39～40期	〃
戸 澤 健 次	愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部教授	40期	〃
松 本 修 次	愛媛県労働委員会委員 全国一般愛媛地方労働組合特別執行委員	30～40期	〃
木 原 忠 幸	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛会長	36～40期	〃
田 中 圭 子	愛媛県労働委員会委員 J A M 四国愛媛地区協議会副事務局長	38～40期	〃
竹 森 義 彦	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・U I センセン同盟愛媛県支部支部長	39～40期	〃
砂 田 篤 志	愛媛県労働委員会委員 瀬戸内運輸労働組合執行委員長	40期	〃
仙 波 誉 子	愛媛県労働委員会委員 株式会社若本商会代表取締役社長	37～40期	〃
黒 田 周 子	愛媛県労働委員会委員 今治コミュニティ放送株式会社代表取締役社長	38～40期	〃
山 下 精 一 郎	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	39～40期	〃
池 田 浩 久	愛媛県労働委員会委員 住友化学株式会社愛媛工場総務部長	40期	〃
伊勢家 勝 正	愛媛県労働委員会委員 株式会社伊勢屋商店代表取締役社長	〃	〃
和 田 文 男	全日本海員組合中四国地方支部長代行兼愛媛支部長 連合愛媛執行委員		〃
一 色 昭 造	石崎汽船株式会社代表取締役社長 愛媛県旅客船協会会長		〃
篠 原 英 治	愛媛県労働委員会事務局長		平成23年4月1日
勝 田 忠 博	愛媛県労働委員会事務局次長		平成22年4月1日
谷 優	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長		平成23年4月1日